

川口高等技術専門校指名業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 川口高等技術専門校所管の業務の執行に当たり、業者の適正な選定を図るため、川口高等技術専門校に指名業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、川口高等技術専門校が行う建設工事及び業務委託（以下、「建設工事等」という。）のうち、埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えた建設工事等の契約の方法及び契約の相手方となり得る業者の選定に関し、必要な事項を審査する。ただし、産業労働部指名業者選定委員会で審査するものは除く。

2 前項の審査は、各担当者の内申に基づいて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 校長

副委員長 担当部長（総務を担当する担当部長）

委員 担当部長、職業訓練主幹及び担当課長

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

3 委員会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会を構成する者は、目的を達成するため公正にその任務を行いとともに、委員会の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務担当に置く。

(議事録)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方決定後、議事録の閲覧を希望する者に対し、川口高等技術専門校において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 委員会に提出された資料は、前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 委員会に提出された資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。